

株式会社 確認サービス

■建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査料金表 (課税対象)

対象建築物等 : 一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物、複合建築物

◆ 一戸建ての住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込) 単位 : 円

		一般料金	併願申請 A がある場合※5	併願申請 B がある場合※5
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	44,000	11,000	22,000
	S・RC造	66,000	22,000	33,000
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000

◆ 併用住宅 (住戸部分のみ※6)

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込) 単位 : 円

		一般料金	併願申請 A がある場合※5	併願申請 B がある場合※5
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	99,000	33,000	44,000
	S・RC造	132,000	44,000	66,000

◆ 共同住宅・長屋 (複合建築物を除く)

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-3)

(税込) 単位 : 円

評価対象建築物の全戸数			一般料金	併願申請 A がある場合※5	併願申請 B がある場合※5
共同住宅・長屋	9戸以内	住戸のみ	別途見積	11,000 × M ただし、建築物全体の評価書が必要な場合は、22,000を追加する。	33,000 + 11,000 × M
		建築物全体			121,000 + 11,000 × M
	10戸 ～19戸	住戸のみ			44,000 + 11,000 × M
		建築物全体			165,000 + 11,000 × M
	20戸 ～59戸	住戸のみ			55,000 + 11,000 × M
		建築物全体			176,000 + 11,000 × M
60戸以上		別途見積			

◆ 非住宅建築物（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-4）

（税込）単位：円

用途	標準入力法・主要室入力法				モデル建物法			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
評価対象面積	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※6	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※6
0㎡ ～2,000㎡未満	462,000	418,000	330,000	11,000	220,000	198,000	88,000	11,000
2,000㎡以上 ～3,000㎡未満	506,000	440,000	352,000		242,000	220,000	110,000	
3,000㎡以上 ～4,000㎡未満	528,000	462,000	374,000		264,000	242,000	132,000	
4,000㎡以上 ～5,000㎡未満	550,000	484,000	396,000		286,000	264,000	154,000	
5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	770,000	660,000	440,000		330,000	308,000	198,000	
10,000㎡以上 ～20,000㎡未満	880,000	770,000	528,000		385,000	330,000	220,000	
20,000㎡以上 ～50,000㎡未満	990,000	880,000	616,000		440,000	385,000	264,000	
50,000㎡以上 ～100,000㎡未満	1,100,000	990,000	704,000		550,000	440,000	330,000	
100,000㎡以上	別途見積							

◆ 複合建築物

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-5）

（税込）単位：円

	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅のみの複合建築物	表-4の①の料金	表-4の⑤から⑦の料金の合計
住宅と非住宅の複合建築物	（表-3の料金）と（表-4の①の料金）の合計	（表-3の料金）と（表-4の⑤から⑦の料金）の合計

（表-6）

併願申請A 一次エネルギー消費量を検討したもの	住宅性能評価、BELS評価書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、長期使用構造等である旨の確認、設計住宅性能評価書及び住宅性能証明書（省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級5以上）を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請B 断熱等性能のみを検討したもの	住宅性能証明書（5-1：等級4以上を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請C 非住宅に限る	BELS評価書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、省エネ適合性判定のいずれかが当機関へ申請される場合

※1 住宅型式性能認定を受けた住宅については、木造の料金を適用とする。

※2 住戸のみの部分で300㎡以上となる場合は、見積とする。

※3 表-3について「M」は住戸のみの場合は評価対象住戸の数を示し、建築物全体の場合は1棟の全住戸数を示す。

また、「住戸」と「建築物全体」を共に申請の場合は、「建築物全体」の料金を適用する。

※4 表-3について1住戸のみの申請の場合は、表-1の料金を適用する。

※5 「併願申請A、B、C」とは、表-6の併願申請の図書が、当該申請図書と同一の内容の場合または、同一の内容の部分を含む場合をいう。

※6 建物物全体の場合は非住宅部分（表-4）の評価料金を加算する。

※7 当社への建築確認の併願申請がない場合（単独申請（他機関で建築確認を申請等））、または紙面にて申請を行う場合は上記料金の1.5を乗じた料金とする。（一戸建ての住宅、併用住宅（住戸部分のみ）を除く）

※8 住宅（表-1～3）の変更申請料金は、初回申請時の料金の1/2の額とする。ただし、併願申請がある場合は初回申請時と同一料金とする。

※9 非住宅建築物の変更申請料金は、評価対象面積の1/2が該当する表-4内の面積の料金を適用する。

※10 複合建築物の変更申請料金は、見積とする。

※11 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1/2の額を加算する。

※12 評価書の再発行は11,000円/評価書とする。

※13 料金表の適用について、以下の場合等は上記に係らず別途見積とする。

- ・一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算の場合
- ・階数4以上、又は延べ面積200㎡以上の住宅・併用住宅の場合

株式会社 確認サービス

■建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査料金表 (課税対象)

対象建築物等 : 一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物、複合建築物

◆ 一戸建ての住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込) 単位 : 円

		一般料金	併願申請 A がある場合※5	併願申請 B がある場合※5
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	44,000	11,000	22,000
	S・RC造	66,000	22,000	33,000
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000

◆ 併用住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込) 単位 : 円

		一般料金	併願申請 A がある場合※5	併願申請 B がある場合※5
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	99,000	33,000	44,000
	S・RC造	132,000	44,000	66,000

◆ 共同住宅・長屋 (複合建築物を除く)

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-3)

(税込) 単位 : 円

評価対象建築物の全戸数			一般料金	併願申請 A がある場合※5	併願申請 B がある場合※5
共同住宅・長屋	9戸以内	住戸のみ	別途見積	11,000×M ただし、建築物全体の評価書が必要な場合は、22,000を追加する。	$33,000 + 11,000 \times M$
		建築物全体			$121,000 + 11,000 \times M$
	10戸 ～19戸	住戸のみ			$44,000 + 11,000 \times M$
		建築物全体			$165,000 + 11,000 \times M$
	20戸 ～59戸	住戸のみ			$55,000 + 11,000 \times M$
		建築物全体			$176,000 + 11,000 \times M$
60戸以上		別途見積			

◆ 非住宅建築物（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-4）

（税込）単位：円

用途	標準入力法・主要室入力法				モデル建物法			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
建築物の面積	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5
0㎡ ～2,000㎡未満	462,000	418,000	330,000	11,000	220,000	198,000	88,000	11,000
2,000㎡以上 ～3,000㎡未満	506,000	440,000	352,000		242,000	220,000	110,000	
3,000㎡以上 ～4,000㎡未満	528,000	462,000	374,000		264,000	242,000	132,000	
4,000㎡以上 ～5,000㎡未満	550,000	484,000	396,000		286,000	264,000	154,000	
5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	770,000	660,000	440,000		330,000	308,000	198,000	
10,000㎡以上 ～20,000㎡未満	880,000	770,000	528,000		385,000	330,000	220,000	
20,000㎡以上 ～50,000㎡未満	990,000	880,000	616,000		440,000	385,000	264,000	
50,000㎡以上 ～100,000㎡未満	1,100,000	990,000	704,000		550,000	440,000	330,000	
100,000㎡以上	別途見積							

◆ 複合建築物

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-5）

（税込）単位：円

	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅のみの複合建築物	表-4の①の料金	表-4の⑤から⑦の料金の合計
住宅と非住宅の複合建築物	（表-3の料金）と（表-4の①の料金）の合計	（表-3の料金）と（表-4の⑤から⑦の料金）の合計

（表-6）

併願申請A 一次エネルギー消費量を検討したもの	住宅性能評価、BELS評価書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、長期使用構造等である旨の確認、設計住宅性能評価書及び住宅性能証明書（省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級5以上）を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請B 断熱等性能のみを検討したもの	住宅性能証明書（5-1：等級4以上を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請C 非住宅に限る	BELS評価書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、省エネ適合性判定のいずれかが当機関へ申請される場合

※1 住宅型式性能認定を受けた住宅については、木造の料金を適用とする。

※2 住戸のみの部分で300㎡以上となる場合は、見積とする。

※3 表-3について「M」は、評価対象建築物の全戸数を示す。

※4 表-3について1住戸のみの申請の場合は、表-1の料金を適用する。

※5 「併願申請A、B、C」とは、表-6の併願申請の図書が、当該申請図書と同一の内容の場合または、同一の内容の部分を含む場合をいう。

※6 建物全体の場合は非住宅部分（表-4）の評価料金を加算する。

※7 当社への建築確認の併願申請がない場合（単独申請（他機関で建築確認を申請等））、または紙面にて申請を行う場合は上記料金を1.5を乗じた料金とする。（一戸建ての住宅、併用住宅（住戸部分のみ）を除く）

※8 住宅（表-1～3）の変更申請料金は、初回申請時の料金の1/2の額とする。ただし、併願申請がある場合は初回申請時と同一料金とする。

※9 非住宅建築物の変更申請料金は、評価対象面積の1/2が該当する表-4内の面積の料金を適用する。

※10 複合建築物の変更申請料金は、見積とする。

※11 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1/2の額を加算する。

※12 評価書の再発行は11,000円/評価書とする。

※13 料金表の適用について、以下の場合等は上記に係らず別途見積とする。

- ・一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算の場合
- ・階数4以上、又は延べ面積200㎡以上の住宅・併用住宅の場合

株式会社 確認サービス

■低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金表 (課税対象)

対象建築物等 : 一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物、複合建築物

◆ 一戸建ての住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込) 単位 : 円

		一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	44,000	11,000	22,000
	S・RC造	66,000	22,000	33,000
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000

◆ 併用住宅 (住戸部分のみ※6)

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込) 単位 : 円

		一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	99,000	33,000	44,000
	S・RC造	132,000	44,000	66,000

◆ 共同住宅・長屋 (複合建築物を除く)

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-3)

(税込) 単位 : 円

評価対象建築物の全戸数			一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
共同住宅・長屋	9戸以内	住戸のみ	別途見積	11,000×M ただし、建築物全体の評価書が必要な場合は、22,000を追加する。	33,000+11,000×M
		建築物全体			121,000+11,000×M
	10戸～19戸	住戸のみ			44,000+11,000×M
		建築物全体			165,000+11,000×M
	20戸～59戸	住戸のみ			55,000+11,000×M
		建築物全体			176,000+11,000×M
60戸以上		別途見積			

◆ 非住宅建築物（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-4)

(税込) 単位 : 円

用途	標準入力法・主要室入力法				モデル建物法			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
評価対象面積	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5
0㎡ ～2,000㎡未満	462,000	418,000	330,000	11,000	220,000	198,000	88,000	11,000
2,000㎡以上 ～3,000㎡未満	506,000	440,000	352,000		242,000	220,000	110,000	
3,000㎡以上 ～4,000㎡未満	528,000	462,000	374,000		264,000	242,000	132,000	
4,000㎡以上 ～5,000㎡未満	550,000	484,000	396,000		286,000	264,000	154,000	
5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	770,000	660,000	440,000		330,000	308,000	198,000	
10,000㎡以上 ～20,000㎡未満	880,000	770,000	528,000		385,000	330,000	220,000	
20,000㎡以上 ～50,000㎡未満	990,000	880,000	616,000		440,000	385,000	264,000	
50,000㎡以上 ～100,000㎡未満	1,100,000	990,000	704,000		550,000	440,000	330,000	
100,000㎡以上	別途見積							

◆ 複合建築物

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-5)

(税込) 単位 : 円

	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅のみの複合建築物	表-4の①の料金	表-4の⑤から⑦の料金の合計
住宅と非住宅の複合建築物	(表-3の料金) と (表-4の①の料金) の合計	(表-3の料金) と (表-4の⑤から⑦の料金) の合計

(表-6)

併願申請A 一次エネルギー消費量を検討したもの	住宅性能評価、BELS評価書、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、長期使用構造等である旨の確認書、設計住宅性能評価書及び住宅性能証明書（省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級5以上）を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請B 断熱等性能のみを検討したもの	住宅性能証明書（5-1：等級4以上を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請C 非住宅に限る	BELS評価書、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、省エネ適合性判定のいずれかが当機関へ申請される場合

※1 住宅型式性能認定を受けた住宅については、木造の料金を適用とする。

※2 住戸のみの部分で300㎡以上となる場合は、見積とする。

※3 表-3について「M」は住戸のみの場合は評価対象住戸の数を示し、建築物全体の場合は1棟の全住戸数を示す。

また、「住戸」と「建築物全体」を共に申請の場合は、「建築物全体」の料金を適用する。

※4 表-3について1住戸のみの申請の場合は、表-1の料金を適用する。

※5 「併願申請A、B、C」とは、表-6の併願申請の図書が、当該申請図書と同一の内容の場合または、同一の内容の部分を含む場合をいう。

※6 建築物全体の場合は非住宅部分（表-4）の評価料金を加算する。

※7 当社への建築確認の併願申請がない場合（単独申請（他機関で建築確認を申請等））、または紙面にて申請を行う場合は上記料金の1.5を乗じた料金とする。（一戸建ての住宅、併用住宅（住戸部分のみ）を除く）

※8 住宅（表-1～3）の変更申請料金は、初回申請時の料金の1/2の額とする。ただし、併願申請がある場合は初回申請時と同一料金とする。

※9 非住宅建築物の変更申請料金は、評価対象面積の1/2が該当する表-4内の面積の料金を適用する。

※10 複合建築物の変更申請料金は、見積とする。

※11 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1/2の額を加算する。

※12 評価書の再発行は11,000円/評価書とする。

※13 料金表の適用について、著しく不合理であると当社が判断した場合（以下の場合等）は上記に係らず別途見積とする。

- ・一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算の場合
- ・階数4以上、又は延べ面積200㎡以上の住宅・併用住宅の場合

株式会社 確認サービス

■建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る評価料金表（課税対象）

対象建築物等：一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物、複合建築物

◆ 一戸建ての住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込) 単位：円

		一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	44,000	11,000	22,000
	S・RC造	66,000	22,000	33,000
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000

◆ 併用住宅（住戸部分のみ※6）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込) 単位：円

		一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	99,000	33,000	44,000
	S・RC造	132,000	44,000	66,000

◆ 共同住宅・長屋（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-3)

(税込) 単位：円

評価対象建築物の全戸数			一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
共同住宅・長屋	9戸以内	住戸のみ	別途見積	11,000×M ただし、建築物全体の評価書が必要な場合は、22,000を追加する。	33,000+11,000×M
		建築物全体			121,000+11,000×M
	10戸～19戸	住戸のみ			44,000+11,000×M
		建築物全体			165,000+11,000×M
	20戸～59戸	住戸のみ			55,000+11,000×M
		建築物全体			176,000+11,000×M
60戸以上		別途見積			

◆ 非住宅建築物（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-4）

（税込）単位：円

用途	標準入力法・主要室入力法				モデル建物法			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
評価対象面積	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5
0㎡ ～2,000㎡未満	462,000	418,000	330,000	11,000	220,000	198,000	88,000	11,000
2,000㎡以上 ～3,000㎡未満	506,000	440,000	352,000		242,000	220,000	110,000	
3,000㎡以上 ～4,000㎡未満	528,000	462,000	374,000		264,000	242,000	132,000	
4,000㎡以上 ～5,000㎡未満	550,000	484,000	396,000		286,000	264,000	154,000	
5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	770,000	660,000	440,000		330,000	308,000	198,000	
10,000㎡以上 ～20,000㎡未満	880,000	770,000	528,000		385,000	330,000	220,000	
20,000㎡以上 ～50,000㎡未満	990,000	880,000	616,000		440,000	385,000	264,000	
50,000㎡以上 ～100,000㎡未満	1,100,000	990,000	704,000		550,000	440,000	330,000	
100,000㎡以上	別途見積							

◆ 複合建築物

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-5）

（税込）単位：円

	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅のみの複合建築物	表-4の①の料金	表-4の⑤から⑦の料金の合計
住宅と非住宅の複合建築物	（表-3の料金）と（表-4の①の料金）の合計	（表-3の料金）と（表-4の⑤から⑦の料金）の合計

（表-6）

併願申請A 一次エネルギー消費量を検討したもの	住宅性能評価、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、長期使用構造等である旨の確認、設計住宅性能評価書及び住宅性能証明書（省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級5以上）を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請B 断熱等性能のみを検討したもの	住宅性能証明書（5-1：等級4以上を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請C 非住宅に限る	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、省エネ適合性判定のいずれかが当機関へ申請される場合

※1 住宅型式性能認定を受けた住宅については、木造の料金を適用とする。

※2 住戸のみの部分で300㎡以上となる場合は、見積とする。

※3 表-3について「M」は住戸のみの場合は評価対象住戸の数を示し、建築物全体の場合は1棟の全住戸数を示す。

また、「住戸」と「建築物全体」を共に申請の場合は、「建築物全体」の料金を適用する。

※4 表-3について1住戸のみの申請の場合は、表-1の料金を適用する。

※5 「併願申請A、B、C」とは、表-6の併願申請の図書が、当該申請図書と同一の内容の場合または、同一の内容の部分を含む場合をいう。

※6 建築物全体の場合は非住宅部分（表-4）の評価料金を加算する。

※7 当社への建築確認の併願申請がない場合（単独申請（他機関で建築確認を申請等））、または紙面にて申請を行う場合は上記料金の1.5を乗じた料金とする。（一戸建ての住宅、併用住宅（住戸部分のみ）を除く）

※8 住宅（表-1～3）の変更申請料金は、初回申請時の料金の1/2の額とする。ただし、併願申請がある場合は初回申請時と同一料金とする。

※9 非住宅建築物の変更申請料金は、評価対象面積の1/2が該当する表-4内の面積の料金を適用する。

※10 複合建築物の変更申請料金は、見積とする。

※11 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1/2の額を加算する。

※12 評価書の再発行は11,000円/評価書とする。

※13 料金表の適用について、以下の場合等は上記に係らず別途見積とする。

- ・一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算の場合
- ・階数4以上、又は延べ面積200㎡以上の住宅・併用住宅の場合

株式会社 確認サービス

■贈与税非課税限度額加算の対象家屋であることを証する「住宅性能証明書」

発行料金表

業務区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

当社への建築確認の併願申請がない場合（単独申請（他機関で建築確認を申請等））、または紙面にて申請を行う場合は以下の表内に1.5を乗じた料金とする。

◆木造の一戸建ての住宅【新築住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査有無*8	住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4以上） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	有	66,000
	ロ	・耐震等級（等級2以上） ・その他（免震建築物）		
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）		
証明書等Aがある場合	二	区分イ、ロ、ハのいずれか	無	11,000
証明書等B 又は製造者認証がある場合			有	44,000

◆木造の共同住宅等（併用住宅を除く）【新築住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査有無*8	住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4以上） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	有	88,000 × 戸数
	ロ	・耐震等級（等級2以上） ・その他（免震建築物）		別途見積
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）		88,000 × 戸数
証明書等Aがある場合	二	区分イ、ロ、ハのいずれか	無	11,000 × 戸数
証明書等B 又は製造者認証がある場合			有	66,000 × 戸数

◆一戸建ての住宅・共同住宅等【既存住宅】

(表-3)

(税込) 単位：円

一般料金
別途見積り

- 1: 料金は、図面審査と現場検査を含んだ額です。
- 2: 「証明書等」とは「証明書等A」と「証明書等B」のことをいう。
- 3: 「証明書等A」とは、当該適用する住宅性能を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。

新築時のフラット35S適合証、建設住宅性能評価書
- 4: 「証明書等B」とは、当該適用する住宅性能を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。

設計住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の確認書、
 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の適合証、BELS評価書、
 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査の適合証、
 建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査の適合証、現金取得者向け新築対象住宅証明書
- 5: 計画を変更する場合の料金は、見積と致します。
- 6: 証明書の発行を複数枚希望する場合（再発行の場合を含む）は、1枚追加ごとに11,000円とする。
- 7: 当社申請手数料表の地域割増手数料・料金地域表（表-20）に示す市町村等は、それぞれの地域割増料金を検査回数分加算します。
- 8: ※8 現場審査の時期については、◆現場審査の時期（表-5）を参照してください。
- 9: 住宅型式性能認定を受けた住宅については、木造の料金を適用とする。
- 10: 料金表の適用について、以下の場合等は上記に係らず別途見積とする。
 - ・一貫計算プログラムでない表計算・手計算等による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算等の場合
 - ・階数4以上、又は延べ面積200㎡以上の住宅、又は併用住宅の場合
 - ・S・RC造部分を含む住宅・共同住宅等
 - ・構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合

◆現場審査の時期

（表-5）

区分	適用する住宅性能	現場審査の時期 *2	
		住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合	既存住宅の取得をする場合
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱等性能等級（等級4以上） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上） 	下地張り直前の工事の完了時	竣工時
		竣工時	
ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震等級（等級2以上） ・その他（免震建築物） *1	基礎配筋工事の完了時	竣工時
		躯体工事の完了時	
ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等級（等級3以上） 	下地張り直前の工事の完了時 *3	竣工時
		竣工時	

- 1: 現場審査の時期は、原則（表-5）のとおりとします。
- 2: 現場審査の時期、方法等については品確法に基づく建設住宅性能評価に準じます。
- 3: *1について、製造者認証書を取得している場合は、躯体工事の完了時の現場審査を省略します。
- 4: *2について、受付時点で終了している検査工程の部分については、設計図書等と現場の整合、劣化事象の有無、施工関連図書等（工事監理報告書、工事記録、施工写真、納品書等）の確認を行います。
- 5: *3について、施工関連図書等で適用する住宅性能が確認できる場合は、当該現場審査を省略できるものとします。

株式会社確認サービス

CASBEE評価認証業務手数料表

当社への建築確認の併願申請がある建築物の評価手数料は以下の表内の価格とします。
 単独申請(他機関で建築確認を申請等) の場合は表内の価格に1.5を乗じた料金とする。

業務区域	日本全域
対象建築物	全ての建築物
評価ツール	CASBEE-新築、CASBEE-新築（簡易版）、CASBEE-短期使用、CASBEE-既存、CASBEE-改修、自治体版CASBEE、CASBEE-戸建新築

◆戸建住宅を除く建築物

申請建築物の延べ面積	用途	金額（消費税込）
300㎡以上	単一用途	660,000 円
2,000 ㎡未満	複合用途	1用途増える毎に 264,000 円を上記金額に加算
2,000 ㎡以上	単一用途	770,000 円
10,000 ㎡未満	複合用途	1用途増える毎に 308,000 円を上記金額に加算
10,000 ㎡以上	単一用途	880,000 円
50,000 ㎡未満	複合用途	1用途増える毎に 352,000 円を上記金額に加算
50,000 ㎡以上	単一用途	990,000 円
100,000㎡未満	複合用途	1用途増える毎に 396,000 円を上記金額に加算
100,000㎡以上	単一用途	別途見積
	複合用途	

◆戸建住宅

一般
別途見積もり

1. 当社が評価認証を行った物件を再認証する場合は、表に記載する金額の70%とする。
2. 業務を遂行するのに特別の調査費用、出張費等が生じた場合は申請者の負担となります。
3. 当社が評価認証書を再交付する場合の料金は、1通につき33,000円（消費税込）とする。
4. 上記手数料の適用が著しく不合理であると当社が認めた場合は、別途見積とする。
 （SDGs等の選択項目等がある場合）